

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

■■■■■（以下「審査請求人」という。）が、令和2年12月24日付けで提起した渋川市長高木勉（以下「処分庁」という。）が令和2年12月14日付けで行った市営住宅等同居不承認（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の論旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分に対して、同居希望者は以前、審査請求人と同居していた者であり、再度同居することは可能であると思われること及び世帯収入が同居していたときとあまり変わらないことから同居不承認と決定されたことに納得できないことから、処分の取り消しを求めるといふものである。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、次の理由により、本件処分に違法又は不当な事由はないと主張している。

（1） 審査請求人からの市営住宅等同居承認申請に対し、処分庁は、渋川市営住宅等条例施行規則（平成18年渋川市規則第143号。以下「規則」という。）第9条第1項第1号に該当し、同条第2項には該当しないと判断し、本件処分を決定した。

（2） 規則第9条第1項第1号について

渋川市営住宅等条例（平成18年渋川市条例第211号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号に規定する収入の上限額は158,

000円である。これに対し、税情報による世帯所得、同居人数、控除額等に基づくと、審査請求人世帯の収入は■■■■■■■■■■であり、上限額を超えていることから、規則第9条第1項第1号に該当することを確認した。

(3) 規則第9条第2項について

規則第9条第2項は、同条第1項の規定にかかわらず、同居させることが必要な特別な事情があれば、同居を認めることのできると規定している。しかし、審査請求人世帯は、条例第27条第1項に規定する収入超過者であり、市営住宅を明渡す努力義務を負う者に該当していることから、同居希望者が失業中であることをもってしても審査請求人に特別の事情がある者とは認められないと判断し、規則第9条第2項には該当しないことを確認した。

なお、本件処分は、■■■■■■■■■■が単身者として市営住宅への入居申込みをすることを妨げるものではない。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 規則第9条第1項第1号（入居者に係る収入）の該当性について

審査請求人は、同居希望者が同居していたときと別居していたときとの家賃の差は何百円であり、世帯収入も前回同居していたときとあまり変わらないにもかかわらず同居できないとする本件処分は納得できないと主張するが、処分庁は本件処分の決定に必要な入居者の収入要件に係る審査を公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）、条例、規則その他基準に基づき適切に行っており、当該審査において処分庁がした審査請求人が規則第9条第1項に該当する者であるとの判断は適正であると考える。

なお、入居することができる収入基準として条例第6条第1項第1号ウに規定する金額は、法及び令に規定する範囲内で定められている。

#### 2 規則第9条第2項（その他特別の理由）の該当性について

審査請求人は、仮に同居希望者が別居しなかった場合は同居し続けるこ

とができるにもかかわらず、数か月間別居した場合は再度同居できないとする本件処分は納得できないと主張するが、公営住宅は法の目的にも規定されるように住宅に困窮する低額所得者に住宅を賃貸するためにある。審査請求人は、条例第27条第1項に規定する収入超過者であって、市営住宅の明け渡しの努力義務を負っていることから、同居希望者が失業中であっても規則第9条第2項に規定する特別な事情があるとは認められないとする処分庁の判断は妥当であると考ええる。

以上のとおり、本件処分は法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分は同居希望者が単身者として市営住宅への入居申込みをすることを妨げるものではないという処分庁の申し添えについて、同一の者が同居別居という条件のみを持って市営住宅の入居の可否が異なることになるが、市営住宅の入居者資格は法、令、条例、規則その他基準により、入居者（世帯）の収入金額に基づき決定するものと規定していることから、当該申し添えは適正であると考ええる。

また、本件処分に当たっては、入居当初には入居条件等について説明しているものの、                    が転出する際にあらためて、再び同居することはできない旨の説明をすることができれば、審査請求に至らなかった可能性もあることから、処分庁における対応の方法等について検討が必要であると考ええる。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

- 1 令和3年6月30日 審査庁からの諮問書を受領
- 2 令和3年7月27日 第1回渋川市行政不服審査会 開催

## 第5 審査会の判断の理由

- 1 審査請求に係る手続について

審査庁による審査手続及び諮問手続並びに審理員による審理手続は、行政不服審査法の規定に基づき適正である。

## 2 本件処分の適否について

審査請求人は、以前同居していた者が再度同居しようとする申請であって、以前同居していた時の世帯収入と大きな変化がないにも関わらず、同居不承認との決定をされたことで疑念を持ち、審査請求に至ったものである。

これに対し、処分庁は同居承認申請に対する承認の可否の判断に向けて、条例、規則の規定に則り、適正な処分が行われたものと認める。

## 3 結論

本件処分のいずれにも違法又は不当な点は認められず、理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであるという審査庁の判断は妥当であると判断する。

渋川市行政不服審査会

会長 増 田 智 之

委員 狩 野 要 一

委員 松 村 能 成